

日本のトウヒ・マツ・モミ（SPF）材の差別的関税

（L/6470、1989年7月19日採択）

【はじめに】

本件パネルは、「ツーバイフォー」と呼ばれる工法に用いられる建材である「ディメンション・ランバー」という輸入木材について日本がガット第1条第1項に規定された一般的最恵国待遇を与えていないと主張するカナダによって提訴された事例である。カナダは米国産の「ディメンション・ランバー」が無税で日本市場に入っているのに対し、カナダ産のSPFを原材料とするものには8パーセントの関税が課されており、これが無差別原則に違反するとした。

本件では第1条第1項にいう「同種の產品」が差別性との関連で問題とされる場合には輸入国の関税体系に即して議論されるべきとの原則が確認された他、產品の「同種性」と関税分類との関係が議論の中心となった。

【事実の概要】

本件で問題となった產品は松柏類の製材で、日本の関税体系では以下のように分類されている。一つは、日本の関税率表において関税番号HS4470.10-110に分類されているもので、「かんながけし又はやすりがけした製材で、厚さ160mm以下のもののうち、マツ属、モミ属、及びトウヒ属のもの」と定義されている。⁽¹⁾ この產品については関税率は8パーセントとなっており、ガット上は非譲許品目であり、代償交渉を経ることなく関税率の引き上げを行うことができる品目になっている。以下ではこのカテゴリーに入る產品のことを、spruce（トウヒ）、pine（マツ）、fir（モミ）の頭文字をとってSPF材と呼ぶこととする。他方、カナダが上記產品と「同種の產品」であると主張したもう一つの產品は日本の関税率表においてHS4407.10-320に分類されているもので、ヘムロックやダグラスファーなど「その他の松柏類」の製材である。以下ではこのカテゴリーに入る製材のことを便宜上非SPF材と呼ぶこととする。この非SPF材もガット上非譲許品目であるが、関税率はゼロ（free）となっており、カナダはこの税差を問題にしたわけである。

カナダの申し立ての趣旨は、上記二つの產品が「ディメンション・ランバー」として同じ用途に用いられる「同種の產品」であるにもかかわらずこのような税差が存在することは一般的最恵国待遇の原則に違反しており、SPF材の方に生産実績を有するカナダは非SPF

材に比較優位を持つ米国に比べて日本市場における競争上不利な状態に置かれているとの点にあった。カナダはSPF材に対する差別的関税がカナダの同製品の輸出にネガティブな影響を与えているとして、これが同国のガット上の利益に対する「無効化又は侵害」に該当すると主張、日本が全ての種類の「ディメンション・ランバー」について平等な関税上の待遇を与えるよう要求した。

このようなカナダの申し立てに対し日本側は、SPF材と非SPF材とはカナダが主張するように単一の「ディメンション・ランバー」として分類できる「同種の産品」ではないこと、税差の存在はカナダ産の製材を他の国の製材から差別することを目的としたものではないことなどを理由にカナダの要求を受け入れられないとしていた。両紛争当事国の意見は対立したまま並行線を辿り、本件は10年来の懸案事項となっていた。

かくして本件紛争はガットの場合に持ち込まれることとなった。まずガット第23条第1項に基づき日本・カナダ両国政府は1987年10月と1988年3月の二度にわたり協議を行ったが解決に至らず、カナダ政府はガット第23条第2項に基づき本件を締約国団に付託、紛争処理のためのパネル設置を要求した。パネル設置は1988年3月のガット理事会において合意された。⁽²⁾

その後、欧州司法裁判所の判事であったPierre Pescatoreを議長とする三名のパネリストが選任され、1988年6月の理事会で付託事項も合意されて本件の審議が開始された。本件パネルは同年7月及び11月の二度にわたり紛争当事国をも含めた会合を持った。その報告書は翌1989年4月に締約国団に配布された。その中で本件パネルはカナダの主張をしりぞけ、カナダ産SPF材に対する日本の8パーセントの関税賦課がガット上違法であるとは立証できなかった（“the Panel could not establish that the tariff treatment of Canadian dimension lumber applied by Japan was inconsistent with Article I:1 of the General Agreement”.⁽³⁾）と結論づけた。

本件パネル報告書は1989年5月の理事会で初めて議論されたが、その中でカナダはパネルの結論には不満であり、その判定には問題があるとして同報告書の採択に反対した。しかし、結局同年7月の理事会においてカナダは報告書の内容については不服であるが、その採択を妨害することはしないという「消極的受諾」を表明し、このパネル報告書は採択された。

なお、本件においてはフィンランド、ニュージーランド、ECが関心を表明し、その内ニュージーランドとECがパネルに対し書面で意見を提出している。

【報告要旨】

パネルは、カナダの申し立てを十分に理解するためには関税構造と関税分類に関するガット・システムの原則についてまず明らかにすることが不可欠とする。その上でこれまでのパネルの先例⁽⁴⁾によればガットは各国の関税構造やその枠内での関税分類については各締約国に「大きな裁量権」(wide discretion)を認めていることを指摘する。⁽⁵⁾ しかもHS番号4407.10はHS条約⁽⁶⁾に基づいて設定されたものであり、産品を特定化するために分類の区分を更に細分化すること(subheading)は同条約上も許されていることから、同種の産品を異なる締約国間で差別しない限りはガット上合法と判断する。⁽⁷⁾

次にパネルは、ガットにおいて関税が問題とされる場合には当然のことながら個々の締約国の関税が検討の対象となっているわけで、ある締約国がその産品の輸入について他の締約国が設定した関税上の待遇について「同種性」(likeness)の主張を行う時には、このような主張は輸入国の関税分類に基づいて行われるべきであると述べる。⁽⁸⁾

この点について本件パネルは、カナダによって定義された「ディメンション・ランバー」は樹種別に木材を分類している日本の関税体系にとっては「異質の概念」(a concept extraneous to the Japanese Tariff.⁽⁹⁾)であるとする。更に、カナダのいう「ディメンション・ランバー」の規格はカナダの業界によって適用されたものであって、たとえ一部日本や米国に同様のものが存在するにしてもただそれだけの理由で関税分類のためのカテゴリーとしては認め難く、また、国際的に受け入れられた税関手続き上の分類にもこれに該当するものがないとパネルは指摘する。

以上の考察から、パネルは「ディメンション・ランバー」の概念に依存したカナダの主張はガット第1条第1項にいう産品間の「同種性」を立証する上で適切なベースとはならないと結論づける。かくしてパネルはカナダ産の「ディメンション・ランバー」に対する日本の関税上の待遇がガット第1条第1項に違反していることを立証できなかったとしてその報告を終えている。⁽¹⁰⁾

【解説】

本件パネルは、カナダの主張する「ディメンション・ランバー」という産品の関税分類上の普遍性を認めず、しかも輸入国における関税分類の自立性と独自性に優位を認めた為に、カナダが展開したガット第1条第1項に言う最恵国待遇の解釈問題には深入りすることなく、日本のガット上の義務不履行を立証できないと結論しその審議を終了している。

日本が被提訴国としてガット第23条第2項のプロセスにまで持ち込まれた過去の事例で、いわゆる「シロ」裁定を受けたのは本件のみと筆者は記憶している。本件をめぐる争点の中にはガット第1条第1項について理解を深める上で有用と認められるいくつかの論点があることから、以下ではそのポイントについて検討することとする。

1. 「同種の産品」をめぐる議論

第1条第1項違反を立証するためにはSPF材と他の樹種の針葉樹からできている非SPF材とが「ディメンション・ランバー」として同条項に言う「同種の産品」(like product)であることを論証する必要があった。そこでカナダは「同種性」(likeness)の基準として、(i)他の締約国における慣行、(ii)製品の物理的起源とその属性、(iii)輸入国の国内規制等における当該産品の取り扱い方、(iv)製品の「最終用途」をあげた。⁽¹¹⁾ カナダはこれらのどの基準に照らしてもSPF材と非SPF材とは1条1項に言う「同種の産品」であると主張した。

これに対し、日本側は以下のように反論した。まず、上記(i)についてはカナダの言う「ディメンション・ランバー」について各国で統一された定義や分類は存在しないし、カナダ自身パネル審議の中でその定義についてサイズ等で必ずしも統一性がないことを露呈していると主張した。(パネル報告パラ3.13、及び2.1-2.8参照)

(ii)について日本はSPF材が強度・耐久性等において質的に非SPF材よりも劣ること等が指摘され、このことから結果的に(iv)の「最終用途」もSPF材と非SPF材では異なってくると反論した。⁽¹²⁾

次に(iii)について日本はガット第3条に言う「同種の産品」との関連が問題となるが、ガットにおいては従来から「同種の産品」の概念については各条項ごとに区別して解釈するのが一般的になっていると指摘、⁽¹³⁾ 国内規制の中で当該産品がどう取り扱われているかを参照する必要性はないと反論した。日本側は更にこの点について、カナダが日本も「ディメンション・ランバー」を製品カテゴリーとして實際上認めている証左としてあげたJAS規格(JAS600)はそもそも安全性確保を目的とするものであり、特定の製品カテゴリーを示すものではなく、従ってJAS規格自体も変化し得るものである旨説明を加えた。

(14)

(iv)については、「ディメンション・ランバー」が最終製品(finished product)ないしは完全な製造物(fully-manufactured product)であることが異なる樹種からなるディ

メンション・ランバーの「同種性」を議論する際に極めて重要としたカナダ（パネル報告パラ3.15-17）に対し、日本側はカナダの言う「ディメンション・ランバー」は木製の中間製品（half-finished wood product）であり、他のかんながけした木材と変わらないものと反論、その最終用途はカナダが主張するように単一ではないとした。

以上の議論から、日本としては樹種の異なる製材を一つのカテゴリーで集約して製品の「同種性」を主張することは誤りであると結論した。

パネルはこの「同種性」をめぐる争点については判断を下していないが、この点はスペインの未煤煎コーヒー豆の事例と大きく異なっている。コーヒー豆の事例では未煤煎コーヒーが主として種々のコーヒー豆を混合したブレンドの形で販売されていること、及び最終用途においてコーヒーが「至るところで」（universally）明確に定義された、飲用目的の単一の製品であると考えられていることにパネルは注目、更に他の締約国でタイプの異なるコーヒー豆に異なる関税率を適用するような関税レジームを採用している国が見あたらないという事実を指摘、スペインが異なると主張したコーヒー豆について製品の「同種性」を認定している。また、このパネルは味や香り等いわゆるorganolepticな相違は農産物の最終生産物においてはよく生じるものであり、それをもって異なる関税上の待遇を容認する根拠とはならないと判断している⁽¹⁵⁾。

これに対し、本件においてはSPF材と非SPF材の間で樹種が異なること（コーヒー豆のケースではコーヒーとしては「種」が異なるわけではなかった）、製品の定義や規格が必ずしもカナダが主張するように普遍的に統一されたものではないこと、最終用途もコーヒーほど「明確に定義され、かつ単一の製品」（well defined and single product）とは現実に言えないことがある程度までパネルによって認識された為にコーヒー豆の事例とは大きく異なる結論になったと推察できよう。

2. 「国別差別」と「産品間差別」

カナダが本件パネル審議において行った注目される主張の一つは、1条1項に言う最恵国待遇の義務には、ある「同種の産品」が原産された複数の国の間で無差別的であるべしとする第一の義務と、「同種の産品」間での無差別扱いという第二の義務の二つがあるとする点である。⁽¹⁶⁾ パネル審議が進む中でカナダも米国との直接的競合関係において

「実態上の差別」（de facto discrimination）を受けていると主張しながらも⁽¹⁷⁾、議論のポイントとしてはカナダの言う「第二の義務」の方に重点を移し、同国から輸出され

ている異なった樹種から成る「同種の」製材間の税差を1条1項違反であると強調する。

この点につきカナダは、前述の「スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税」のケースを審議したパネルの報告を先例として引用し、如何なる関税分類を行うかは締約国の自由裁量に任せられているが、「同種の産品」は差別されてはならず、同じ関税上の待遇が与えられなければならないと主張した。右事例においては、確かにローストされていないブラジル産コーヒー豆の輸入について税差を設けたスペインが1条1項違反であると判断された。

これに対し日本側は、本件とコーヒー豆のケースとの間には重要な相違点があるとして、先に述べたコーヒーの産品としての定義の明確さ、並びに他の締約国においてはローストされていないコーヒー豆について異なる関税率を適用している例がなかった点等を指摘した。更に日本は、コーヒー豆の事例が意味するところは「同種の産品」の輸入に際してはその原産となる国々の間で差別してはならないということが第一義的な義務を構成し、この「国別差別」(country-based discrimination)の前提に立って「産品間差別」

(product-based discrimination)が議論されるべきであるという点である旨反論した。つまり、「国別差別」が存在して初めて「産品間差別」が立証され、1条1項違反が立証されるという見解である。

カナダは、豪州の硫安のケース(BISD VOL. II)やECの牛肉輸入のケース(BISD 28S)等においても「同種の産品」か否かが問われていることから1条1項が「同種の産品」に適用されていることは明白とした。

日本側は、これまで同条項が問題となった紛争案件については、ある国が事実上または法律上ある別の締約国を差別したという申し立てがあった状況を審議してきており、右条項に対する違反を立証するためにはこのような差別があったことを示す必要があるとした。そして実際にコーヒー豆の事例では未焙煎コーヒー豆に適用されていた関税がブラジルに対して差別的な結果をもたらしていたことがパネルによって認定されるが、その際重要な判断基準になったのはブラジル産のコーヒー豆が他の国々からのものと異なり「ほとんど全て」(almost entirely)スペインの高関税の対象になっていた事実であった。

本件においては、非SPF材についてカナダも無税で輸出しており、しかもその数量が増加傾向を示していたこと、並びにカナダ産のSPF材の輸入数量も市場シェアも拡大していることなどから、カナダ産のSPF材だけが「ほとんど全て」差別の対象となっているとは言えない。SPF材に適用されている関税がカナダという特定国に対する差別にならない以

上この関税上の待遇はガットの1条1項違反とはならないと日本は主張したわけである。

(18)

このような日本の反論は少なくとも以下の二つのパネルの先例を見る限り正しいと言える。一つは上記の牛肉のケースで、ここではパネルは米国以外の国の原産である「同種の産品」を差別する効果を有する規則が1条1項違反であると認定されている。輸入牛肉の品質保証をする機関は米国産の牛肉の保証のみが認められており、実質的には米国産の牛肉以外の輸入を否定するものと判断されたためである。⁽¹⁹⁾

もう一つ本件に関連を有する事例は「E Cの家畜飼料用蛋白に関する措置」をめぐるパネルのケースである。そこでは、提訴国の米国が「E Cの規則が米国産の産品よりも他の国の同種の産品を優遇しており」、従って「1条1項違反となる国による差別をした」と主張した。これに対し、この事例を審議したパネルはE Cの規則によって影響を受けた産品の内の「かなりの割合」(a significant proportion) 米国以外の国々から輸入されていたことに留意して、1条1項違反を認定しなかった。この点は本件において有税待遇のSPF材がカナダ以外の国々からもかなり輸入されていたのと類似している。⁽²⁰⁾

本件パネル自体は「国別差別」の認定が「産品間差別」認定の前提条件となるかどうかについては判断を下していないが、過去のパネルの判例を見る限り問題となっている措置が規則上ないしは法律上(de jure)明確にある国を差別しているか、あるいは数量的に「ほとんど全て」(almost entirely)かかる差別的措置の対象となっていることが要件として求められていると言えよう。

3. 関税分類の「細分化」と譲許の安定性

本件パネル審議の過程でカナダが行った議論の中でガット・システムにとって最も問題となったのは、樹種の異なる製材の一部を対比させ輸入国の関税分類を輸出国側の意図に沿って細分化(sub-classification)した点にある。カナダは当該産品(カナダの言う「ディメンション・ランバー」)の定義が曖昧で国際的な基準も存在しないのにもかかわらず、SPF材と非SPF材のそれぞれからこれに該当する部分だけを取り出すことが可能であることをもって両者を「同種の産品」と決めつけた。

既に見たように、カナダは「最終用途」という基準に強調点を置きいずれの樹種からも「ディメンション・ランバー」が最終製品として製造されていると主張したが、これは日本にとっては本来議論のベースとなるべき日本の関税分類についてのカナダ側の恣意的な

細分化ということになった。この点をとらえて日本側は、輸入国の関税分類を離れて輸出
国側がアプリオリに「同種の産品」の議論をすることは関税体系及び関税分類全体に対し
て大きな混乱を生じさせることになるとの懸念を表明した。関税分類上の番号に基づいて
これまでガット・システムの中で交渉されてきた関税譲許 (tariff concessions) にも悪
影響を及ぼすとしたのである。⁽²¹⁾

日本はもし「最終用途」という基準で異なる関税分類に区分されている二つ以上の産品
を「同種の産品」と認定することが許されるようになれば、如何なる関税項目についても
本件申し立てと同様の申し立てが行われる可能性があると主張した。例えば、ウェハーボ
ードと合板は明らかに同種の産品ではないが、もし「最終用途」という基準に基づいてこ
れら二つの産品から構造用のもの (sub-flooring) のみを取り出せば両者は「同種の産
品」と主張しうることになる。あるいは、銀製、銅製、アルミ製のワイヤーはあく
までも別々の関税項目として分類されており通常は同種の産品とは観念されていないが、
いずれも最終用途として電気や熱を伝導するという点だけに注目すればこれらも「同種の
産品」と主張できることになる。⁽²²⁾ こうして既に交渉され決着のついた関税譲
許に多くの1条1項違反が認められることになる。

このようにもしカナダが主張するような「細分化」が認められれば既存の譲許の安定性
が大いに損なわれることになる。更に、将来関税交渉が行われ交渉担当者がいずれかの関
税番号について新たに譲許する際にその税番に含まれ得る全ての産品について他の税番に
分類されている産品との間で「最終用途」の観点からそれらが「同種の産品」かどうか検
討する必要に迫られることを意味する。そして、もしそのような「同種の産品」が異なる
税番に含まれている場合にはその産品についても同様に譲許することを考慮しなければな
らなくなる。⁽²³⁾

このような状況になると関税引き下げ交渉は極めて複雑なものとなり、実態的には機能
しなくなる危険性が予想される。日本側の反論はガットにおける関税交渉の慣行に沿った
ものであったが故に、本件パネルも直接的ではないにせよこれを支持し、「関税構造と関
税分類に関するガット・システムの原則についての運用ぶり (bearing)」の理解が不可
欠との認識を示したものである。⁽²⁴⁾

4. 「事実上の差別」 (de-facto discrimination) の問題—The Unfinished Business—

以上見てきたように、本件パネルは現行ガットの関税レジームに照らして同種性の主張

は輸入国の関税分類に即して行われるべきとの点を確認し、カナダの言う「ディメンション・ランバー」はかかる主張の適切なベースとはならないとして1条1項違反を立証できなかったと結論づけた。しかし、本件パネル報告のFINDINGSの書きぶりは実に歯切れが良くない。特にその中のパラグラフ5.15は含蓄に富んでいる。右パラグラフの第1文は次のように言っている。「（「ディメンション・ランバー」が同種性を主張するための適切なベースではないと結論すると同時に）パネルは、カナダが本件パネルに与えられたイシューはパネルの検討の範囲を「ディメンション・ランバー」から一般的なかんながけした製材に拡張することによって混同されるべきではないと明確に述べたことにより、カナダの申し立てをより広いコンテキストで審議することが不可能であると感じるに至った。」

パネルはカナダがあくまでも同国の言う「ディメンション・ランバー」に固執し、異なる木材の種類そのものが（different lumber species per se）が同種の產品であるとの主張をしなかったためにカナダの申し立てを「日本の関税分類の一般的なコンテキストにおいて」審議するベースを見いだせなかったと述べてFINDINGSを締めくくっている。この部分はパネリスト達がガットの法律論に従えばカナダの申し立てを立証することはできないものの、立論の仕方によっては1条1項違反を立証できたかも知れないとの可能性を示唆したものと理解することもできる。少なくともパネルが申し立て国に対してかなりの理解ないしは同情を示したと見ることはできよう。

このようなパネルの見解はこのパネル報告が最初に検討された1989年5月10日のガット理事会でのパネル議長Pescatoreのイントロダクションでも明確に示されている。彼は「パネルに与えられた付託事項を文字どおり遂行することは不可能であることが判明した」と述べて、「カナダのとした申し立ての仕方では本件でカナダが勝訴できないことが決定的に明かになった」としている。その理由として、「ガットのもとでの関税構造並びに関税分類に係る原則がはっきりした以上、パネルとしては異なるタイプのディメンション・ランバー間の比較を基礎として行われるカナダの申し立てはカナダ産の木材輸出に対して日本により与えられた関税待遇の違法性が立証されるためのベースとはなりえないと結論せざるをえなかった（下線筆者）」と陳述している。その上で1条1項がガット・システムにおいて占めている中心的位置に鑑み、本件だけでは同種性の問題について適切な仕方でのパラメーターを定義することは不可能であると確信するに至ったと述べている⁽²⁵⁾。

このようなパネル議長の意見陳述はガットの紛争処理においてはやや異例であり、それ

だけ本件が取り扱った中心的イシュー、つまり1条1項に言う「同種の産品」の定義と解釈の困難さを示唆している。パネル議長自身そのプレゼンテーションの最後のところでいったん本件パネル報告を採択した後に更にどのようなステップを踏むかは当事国や理事会の出方にかかっているとしてこの問題につき議論の余地が残っていることを認めている。

当然のことながらカナダもパネルの判定を不服として5月10日の理事会では次のように述べている。「パネルの結論は1条1項に言う“同種の産品”の概念よりも関税分類を上位におくような1条1項の最恵国待遇原則の解釈の先例となるのではないかと（カナダは）懸念している。（中略）パネルの判定に基づけば、ある締約国が“一つの特別なカテゴリー”としてある産品を特定化しない関税分類からなる関税構造を維持することを選択した場合、別のある締約国が自らの関税構造においては同種の産品とされている産品間の差別の問題についてはガット・ルールのもとでは訴えを起こす道がないことを意味することになる。このような判断は異なる締約国を原産地とする同種の産品間における差別に門戸を開き、引いては最恵国待遇の原則を歪曲するやもしれぬ。本件パネルはこの実際上の差別（de facto discrimination）のイシューにまともに取り組んでいない。」⁽²⁶⁾

結局この5月の理事会では本件は先送りとなり、カナダはパネルの判断に対する反論と懸念するところを文書にしてL/6528として各締約国に配布した。更に、1989年6月21-21日に開かれた理事会で次のように述べている。「本件パネル報告に含まれている解釈は、ある締約国が1条1項のもとでの同種の産品に対する平等の待遇についての権利を行使しようとしたときにその産品が輸入国の関税分類システムにおいて特別にアイデンティファイされていない産品であった場合にはかかる権利の行使を不可能にするかもしれないとカナダは懸念している。」⁽²⁷⁾

このカナダの立場に支持を表明した理事会参加国はニュージーランド、豪州、アルゼンチン、ブラジル、チリなどであるが、他に北欧諸国も議論の継続を提案している。中でもパネル審議においてもサブミッションを行ったニュージーランドが最も周到な反論を展開している。

ニュージーランドはそのパネルへのサブミッションの中で関税分類を更に詳細にすることによりそれが実際上は差別的な効果を持ち得るような、いわゆる「関税限定化」

（tariff specialization）を防止するとの観点から「同種の産品」の概念は解釈されてきたとする。⁽²⁸⁾ 本件パネルの判定については、関税分類を行う自由裁量がある締約国によって乱用されたと思われる場合には、ガット上の利益を損なわれたと考える締約国が

提訴する権利を有することを認めながらも、かかる申し立ては輸入国の関税分類や関税構造に基づいて検討されなければならないというのは論理的に同語反復（tautology）であると批判する。これでは1条1項の「同種の産品」条項に違反する関税分類であってもその「同種性」の主張のベースとしてその問題となっている関税分類を用いなくてはならないことになり、この論理の壁は輸出国にとっては決して乗り越えられるものではないというわけである。⁽²⁸⁾

ニュージーランドはこのような論理が天然資源産品とハイテク製品の2分野において危険であるとする。特にハイテク製品については、問題となっている産品の概念がたとえ輸入国の関税分類の中に存在しないような場合でも同種性の主張は輸入国の関税分類をベースに行われなければならないことになり、これはつまり輸入国の同種性に関する決定にひとえに依存することを意味する。このような解釈がまかり通れば「税関当局の自由裁量は基本的な同種の産品規定に従属しない」（the freedom of customs authority was not subordinate to the fundamental like-products provision）との解釈に道を開くことになるかもしれない。全てのガットの法律問題は各々の真価に即して検討されなければならず（Every GATT legal issue had to be considered on its merits.）、本件パネル報告の採択がガットを逆に弱体化することがないか慎重に各締約国が考えるようニュージーランドは要請するとした。⁽³⁰⁾

豪州も同じ6月理事会の席上パネルの判断が過度に法律主義的（excessively legalistic）であると批判し、各国の関税構造の中には政府が差別的な仕方で産品を区別するような範囲（scope）が明らかに存在するとした。本件パネルは関税構造と関税分類に重点を置きすぎており、関税分類のシステムが必ずしもガット第1条を念頭に置いてできたものでないことを想起すべきである。一般原則としては、特定の産品に与えられる待遇は関税構造における産品の分類よりもより重要である。従って豪州としては、1条に言う同種性の解釈は本件パネルの判断にもかかわらず依然未決定であると考えとし、本件パネル報告については将来の「同種の産品」の解釈あるいは1条の運用において先例としないとの理事会決定をした上で採択することを提案した。⁽³¹⁾

日本とともに明確にパネル報告を支持したのはECのみであった。ECはすでにそのパネルへのサブミッションでも述べているように、交渉の対象となる関税譲許はこれまで関税分類に基づいて行われてきたし、今後もそうあるべきであって、同種の産品という抽象的な概念に基づいて行われるべきではないと主張した。そのためには1条のもとで関税上

の待遇について申し立てが行われる際には輸入国の関税分類が議論の出発点として取り上げられるべきで、そうしないと将来の関税交渉にとって阻害要因（disincentive）となろうとした。⁽³²⁾

結局この6月の理事会でも本件パネル報告は採択に至らず、結論は7月19日の理事会に持ち越しとなった。最終的にはカナダがガットの紛争処理システムのもとで更なる検討を要求する権利を留保した上で、採択のコンセンサスには加わらないものの理事会が採択しようと言うのであればこれを阻むものではないと述べて、パネル報告の採択に消極的ながらも応じた。このようにカナダやニュージーランド等が提起した「実際上の差別」のイシューについては輸入国の関税構造により重点を置いたパネルの判断に多くの疑義が表明されたことから、今後も議論の余地がおおいにあると言えよう。

【結論】

本件はガット第1条第1項に言う「同種の産品」をめぐる議論の難しさを如実に示す事例である。将来の関税交渉のインセンティブを維持し、すでに譲許された関税交渉の結果についてはその安定性を確保しなければならないとする観点からは日本やECの主張にはそれなりのメリットがある。パネル自体もこの立場に立って1条のもとで「同種性」を主張する場合には輸入国の関税分類に基づいて議論するべきとの現行関税交渉レジーム優位説を追認する形になっている。

他方、輸出国側の関税分類においては同種の産品とされている品目であっても輸入国側の関税分類の中で特定されていない産品についてはやはり輸入国側の関税構造の中でその関税分類に基づいて「同種性」を主張しなくてはならないと言うのでは、最初からこの輸出国にとってはいわば「勝ち目のない戦」といった感が否めない。あるいは、ニュージーランドや豪州が指摘したように、関税分類の細目設定に関する輸入国の自由裁量を悪用ないしは乱用して恣意的に本来同種の産品であるものを差別する可能性もないわけではない。

本件においては、ニュージーランドや豪州のような農産品輸出国がパネルの判断に強硬に異論を唱えたが、その背景には農産加工品の同種性を余りに狭義に定義されたのでは関税分類を悪用・乱用した「事実上の差別」を効果的に封じ込めることができないとの懸念があったものと推測できる。農産物貿易をめぐるこれらの国々としばしば対立するECが本件パネル報告を積極的に支持したことはこれらの諸国の反対と対を成しており、極めて象徴的ですからある。

本件はとりあえず日本の「勝訴」という形で幕を閉じたが、これだけ多くの異論が唱えられたこと、並びにパネル議長自らがパネル審議終了後与えられた付託事項を全うできなかったと述べたことなどを勘案すると、1条1項の義務と関税構造や関税分類との関係についてはまだ議論が必要であり、本件パネル報告が一つの確定的な先例を構成したとはとても言えないと考えるものである。

〈注〉

- (1) H S とは「国際統一商品分類」 (Harmonized Commodity Description and Coding System) の略で、1983年6月関税協力理事会 (C C C) の総会でH S条約として採択された。日本は1988年1月から、米国やカナダは1989年1月からそれぞれH Sを採用している。
- (2) GATT Document, L/6470, 26 April, 1989, p. 3
- (3) *ibid.* p. 39, paragraph 6.1
- (4) BISD 28S/111, paragraph 4
- (5) L/6470, paragraph 5.7-5.8
- (6) 注(1)を参照。
- (7) L/6470, paragraph 5.9
- (8) *ibid.* paragraph 5.13
- (9) *ibid.* paragraph 5.14
- (10) *ibid.* et paragraph 6.1
- (11) *ibid.* paragraph 3.29
- (12) *ibid.* paragraph 3.24-3.25
- (13) 「同種の産品」という語はガット (一般協定) の中で、第1条をはじめ、第2条、第3条、第6条、第9条、第11条、第13条、第16条において見られる。同概念について明確な共通の定義は存在せず、ガット制定のための国連経済社会理事会における議論の中で、"the expression had different meaning in different contexts of the Draft Charter" (EPCT/C/65, p. 2) とあることから、各条項ごとにその意味するところが異なると考えられている。
- (14) L/6470, paragraph 3.39
- (15) BISD 28S/102-113

(16)L/6470, paragraph 3.30

(17)ibid. paragraph 3.54

(18)ibid. paragraph 3.48, 3.58, BISD 28S/112

(19)BISD 28S/97-98, 米農務省の「食糧安全保証サービス」(F S Q S)のみがリストアップされていた。(パラ4.1)

(20)BISD 25S/49-68, paragraph 4.20-21

(21)L/6470 paragraph 3.31-35

(22)ibid.

(23)ガットの関税交渉ではいったん交渉され議許された税率は通常3年間据え置くことになっている。

(24)L/6470, paragraph 5.7

(25)GATT Document C/M/232, PP.9-10

(26)ibid. p.11

(27)ibid.

(28)L/6470, pp.34-36

(29)GATT Document C/M/234, pp.45-46

(30)ibid.

(31)ibid. pp.46-47

(32)ibid. p.47

【参考文献】

GATT Documents

1. 理事会議事録、C/M/232, C/M/234, C/M/235

2. パネル報告

(1)The Chile-Australia Working Party on Subsidy on Ammonium Sulphate (BISD vol. II)

(2)The USA-EEC Panel on Animal Feed Proteins(BISD 25S)

(3)The Canada-EEC Panel on Beef Imports (BISD 28S)

(4)The Brazil-Spain Panel on Tariff Treatment of Unroasted Coffee(BISD 28S)

(5)The EEC-Japan Panel on Customs Duties, Taxes and Labelling Practices on

Imported Wines and Beverages (L/6216)

3. P. Pescatore, W. Davey, A. Lowenfeld (ed), Handbook of GATT Dispute Settlement
, June, 1992.

4. 津久井茂充、『ガットの全貌〈コメンタール・ガット〉』、日本関税協会、1993

(渡邊 頼純)